

かわら版

不合理な待遇格差を是正せよ
この機会にご加入を！！

2020-3号(2020/6/2)

東京大学教職員組合発行
TEL/FAX: 03-5841-7971 (ext.27971)
<https://tousyoku.org/>

何かおかしいと感じたら syokikyoku@tousyoku.org まで

短時間勤務有期雇用職員の休暇有給化が前進！

期末手当は 2021 年度から実施

今回の就業規則改定において、短時間勤務有期雇用職員については以下の改善が行われました。

- 1) 休暇の有給化の対象が病気休暇、生理休暇、生後1年未満の子の保育休暇、社会貢献活動休暇など大幅に拡大され、結婚休暇と配偶者の出産休暇も新設されました。(詳細は裏面の表をご覧ください)
- 2) 業務に必要な研修制度が就業規則に明文化されました。
- 3) 期末手当が 2021 年度から支給されることが決定されました。

これらは大いに評価されることであり、東職が要求してきた成果です。

短時間勤務有期雇用職員の期末手当は 2020 年度から支給を！

2020 年 4 月にパートタイム・有期雇用労働法が施行され、正規職員と非正規職員の不合理な待遇格差は是正されることになりました。したがって、期末手当は今年度から支給されるべきです。

また、出産に関する休暇は無給のままであり、扶養手当の支給は実現していません。東職はパートタイム・有期雇用労働法で定められた同一労働・同一賃金の実現をめざし、引き続き正規職員と同一の権利が得られるように要求していきます。

東職は短時間勤務有期雇用職員について以下の要求を掲げて、団体交渉を 3 月に申し入れています。

- 1) 一時金を 2020 年度より支給開始すること
- 2) 出産に関する休暇を有給にすること
- 3) 扶養手当を支給すること

現在、東大の活動が制限され交渉は実施できていません。活動制限緩和後に交渉する予定です。

東京大学で働くすべての教職員の皆さん！
職員組合に入って、働きやすい職場を作しましょう

東職は、本郷キャンパス第2食堂3階にあります。お気軽にどうぞ →

